

## 府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豪雨等により被害を受けた農地及び農業用施設において、農業生産維持及び農業経営の安定を図ることを目的に行なう復旧工事に要する経費に対し、市長が予算の範囲内において府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地をいう。
- (2) 農業用施設 農業用道路、農業用水路、ため池及び頭首工をいう。
- (3) 国庫補助事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）で定める災害復旧事業をいう。
- (4) 災害復旧事業 豪雨等により被災した農地及び農業用施設を被災前の状態に復旧する工事をいう。
- (5) 原形復旧 災害により必要を生じた工事で、被災した農地及び農業施設を被災前の原形に復旧することをいう。
- (6) 効用復旧 災害により必要を生じた工事で、被災した農地及び農業用施設を被災前の原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設をすることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 豪雨等により被災した農地の所有者又は耕作者、農業用施設の管理者若しくは受益者で、災害復旧事業を行う者
- (2) 補助金の交付を申請する時点において、個人の場合にあっては納期限の到来した当該個人の市民税及び税外収入金（延滞金を含む。以下同じ。）について、団体の場合にあっては納期限の到来した当該団体の代表者の市民税及び税外収入金について、法人の場合にあっては、法人市民税及び税外収入金（延滞金を含む。）（以下「市税等」という。）に未納がないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、豪雨等により被災した農地及び農業施設のうち、国庫補助事業に基づく災害復旧事業の対象とならない災害復旧事業（以

下「補助対象事業」という。)とし、建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けている業者による請負工事であり、かつ、補助対象事業を請負う業者の請負金額が、1箇所当たり3万円以上の工事とする。

2 補助対象事業の工法については、原形復旧又は効用復旧を原則とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業を請け負う事業者の請負金額の4分の1以内の額とし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。

2 補助金の額の上限額は、20万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の内容がわかる書類
- (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知する。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更又は廃止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金交付変更申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の変更内容がわかる書類
- (2) 変更する場合にあっては、当該変更に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定変更)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受けた場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付決定を変更するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金交付決定変更通知書(別記様式第4号)により、交付決定者に通知する。この場合において、市長は、必要な条件を付すこ

とができる。

(補助対象事業の報告)

第10条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、補助対象事業の施工状況に関して必要な報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は現地調査等を行うことができる。

(補助対象事業の完了報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する事業実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金交付額確定通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付請求)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、府中市農地及び農業用施設災害復旧支援事業補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 補助対象事業の実施方法が不相当と認められたとき
- (3) この要綱に違反したとき
- (4) その他市長が不相当と認めたとき

(書類等の保存)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る経理を明確にし、かつ、経理に係る書類を補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の豪雨等により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業について適用する。

(平成30年7月豪雨による被災農地等に係る特例措置)

- 2 平成30年7月豪雨により被災した農地及び農業施設について、この告示の施行の日以後に災害復旧事業に着手し、かつ、令和3年3月31日までに当該事業を完了するものにあつては、この要綱の規定を適用する。この場合において、第5条第1項中「4分の1」とあるのは「4分の3」と、同条第2項中「20万円」とあるのは「30万円」と読み替えて適用する。